

小田原市空家等対策計画の改定について

1 策定の背景・目的

近年、空き家の数は増加を続けており、今後、更に増加が見込まれる中、空き家対策の強化が急務となっています。こうした状況から、国では「活用拡大」、「管理の確保」及び「特定空家等の除却等」による対応の強化を図るため、令和5年12月13日に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律を施行しました。

このような中、本市においても、空家等の管理不全により地域において問題が顕在化している状況に鑑み、早急にその対応を図る必要があることから、小田原市空家等対策計画を改定し、新たな施策を追加するものです。

2 計画改定のポイント

(1) 法改正に伴うもの

法改正において、今後の空家等対策を推進する上で特に影響が大きく、早急に対応すべき、「管理不全空家等に対する措置の新設」、「財産管理制度の導入」などを計画に位置付けるため、計画の一部改定を行います。

ア 管理不全空家等に対する措置の新設

(計画書41頁 第3章空家等対策の具体的な施策 2 施策の展開 項番13)

イ 財産管理制度の導入

(計画書41頁 第3章空家等対策の具体的な施策 2 施策の展開 項番14)

(2) 空家等対策協議会の事業提案に伴うもの

住宅ストック活用小委員会の検討に基づき、令和5年12月に空家等対策協議会から本市に空家等の市場流通を促すための事業提案がなされました。その内容を計画に位置付けるため、計画の一部改定を行います。

ア 相談会のリニューアル

(計画書37頁 第3章空家等対策の具体的な施策 2 施策の展開 項番3)

イ 空家等の利活用に資する補助制度の活用

(計画書38頁 第3章空家等対策の具体的な施策 2 施策の展開 項番7)

ウ 豊かな自然環境にある空家等の情報発信

(計画書42頁 第3章空家等対策の具体的な施策 2 施策の展開 項番17)

エ 金融機関等との連携

(計画書46頁 第3章空家等対策の具体的な施策 2 施策の展開 項番22)

3 小田原市空家等対策計画改定案

別紙のとおり

4 改定日(案)

令和6年3月